

松江市職人商店街創出支援事業補助金 募集のご案内

この制度は、職人の手仕事の「観える化」と「ものづくり体験」の提供のために必要な、店舗のリノベーション促進により、中心市街地の商店街の賑わいを再生し、職人商店街を創出することを目的とします。

1 補助対象事業

中心市街地の既存店舗、または、中心市街地の空き店舗等への新規出店において、

- ① 職人の手仕事の観える化を実施する事業 または
- ② ものづくり体験を提供する事業 （以下「補助事業」という。）とします。

【※重要】月20日以上実施することを条件とします。

▶「職人」の定義

- ・伝統工芸品、伝統産品等、または現代工芸品等のものづくりを生業とする方
- ・製造を生業とし、製造過程の主要部分が手作業であること
- ・熟練の技術や技法を有していること

【伝統工芸品】

石工品、八雲塗、陶器、出雲民藝紙、出雲めのう細工、木竹品、
人形玩具（松江姉様、松江和紙てまり） 等

【伝統産品】

和菓子、お茶、地酒、蕎麦、水産練製品 等

【現代工芸品】

金工細工（銀細工、銅彫金）、革・帆布、ステンドグラス、染織物、つまみ細工 等

※機械製造が主な場合は対象外です。

※見習いの方は対象外です。

※アルバイト、副業、ボランティア、趣味は対象外です。



▶「観える化」「体験化」の定義

- ・店舗の外から製造過程を観ることができること
- ・店舗の中で製造体験ができること

※ディスプレイでの録画配信のみは対象外です。

※店舗外のレンタルスペースでの体験に関する経費は対象外です。



2 補助対象経費

補助対象経費は次に掲げるものとし、消費税及び地方消費税の額を除きます。また、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除きます。

①施設整備

補助事業の遂行に必要な店舗の改修に要する経費（改修に係る設計費を含む）

②備品購入（単価20万円以上の備品に限る）

補助事業の遂行に必要な備品の購入に要する経費

③広告宣伝活動

整備する店舗の誘客を目的としたものに限り、整備から3ヶ月経過するまでに配布、掲示、実施する、以下の広告宣伝に要する経費。

（ポスター、チラシ、リーフレット、雑誌広告、フリーペーパー、WEB広告、ウェブサイトの作成・改修、新聞広告、新聞折り込み、テレビ・ラジオCM、DM等）

【注意】

- ・使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。
- ・補助事業のために利用していない施設の経費は補助対象外とする。

3 交付の率又は金額について

次に掲げるとおりとします。

区分	交付の率	金額
伝統工芸品・伝統産品枠	2分の1	500万円を上限とする
現代工芸品枠		

※1,000円未満切捨て。

※上限金額の範囲内であれば、複数回の交付ができるものとします。

4 補助事業者の範囲

- (1) 市税に滞納がないこと
- (2) 職人又は職人を雇用する中小企業者
- (3) 中心市街地に店舗を有する事業者、または、中心市街地に出店計画を有する事業者

5 申請の方法

(1) 募集期間

令和7年7月8日（火）～ 随時受付

- (2) 補助金交付要綱、申請様式等は、松江市ホームページからダウンロードできます
- (3) 申請時の提出物は下記のとおりです。
- ①補助金等交付申請書
 - ②補助事業計画書
 - ③見積書等の経費が分かる書類
 - ④設計図面
 - ⑤創作した作品、取り扱う作品、体験メニュー表など
 - ⑥直近の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
 - ⑦直近の確定申告書又は開業届（個人事業主の場合）
 - ⑧市税に滞納がないことが分かる証明書
 - ⑨賃貸借契約書（空き家・空き店舗を賃借する場合）

(4) 提出先

松江市 産業経済部 商工企画課
〒690-8540
松江市末次町 86 番地

6 申請後の流れ

- (1) 「交付決定通知」：松江市→申請人（補助事業者）
- (2) 「着手届」：申請人（補助事業者）→松江市
※交付決定後、速やかに提出してください。
- (3) 「完了届」：申請人（補助事業者）→松江市
※すべての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。
※すべての事業は、**令和8年3月31日（火）までに完了**してください。
- (4) 「実績報告書」：申請人（補助事業者）→松江市
- (5) 「確定通知書」：松江市→申請人（補助事業者）
- (6) 「交付請求書」及び「口座振替依頼書」：申請人（補助事業者）→松江市
- (7) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）